

随 意 契 約 結 果 書

物品等の名称及び数量	P C B 廃棄物処理作業
契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び 所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長 梅敷 寛
契 約 締 結 日	平成 27 年 7 月 22 日
契約の相手方の 氏名及び住所	中間貯蔵・環境安全事業(株) 大阪 P C B 処理事業所 大阪府大阪市此花区北港白津 2 - 4 - 1 3
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 6, 6 0 3, 4 5 0 -
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 6, 6 0 3, 4 5 3 -
随意契約によること とした理由	<p>本件は、紀の川ダム統合事務所管内に保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物である高濃度 P C B 廃棄物の処理を行うものである。</p> <p>P C B は人の健康及び生活環境に被害を及ぼす恐れがある物質であることから、平成 13 年 6 月に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「P C B 特別措置法」と言う）」の第 10 条において、『事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。』としており、政令では『平成 39 年 3 月 31 日までに処分する。』と定めている。また、環境省では P C B 特別措置法第 6 条で定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成 26 年 12 月 24 日改訂版）」を公表し、この中で『保管事業者は、自ら処分を行う場合を除き、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行う必要がある。』としている。</p> <p>現在、環境省から高濃度 P C B 廃棄物の処理の許可を受けた者は、国の全額出資により設立された中間貯蔵・環境安全事業株式会社のみである。従って、今回、高濃度 P C B 廃棄物の処理作業を行うために当該業者と随意契約を行うものである。</p>
備 考	